

衛 薬 第 1 4 9 4 号
平成 2 9 年 7 月 6 日

各病院管理者 殿

山梨県福祉保健部長
(公 印 省 略)

医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正管理の
徹底について (通知)

医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正管理については、日頃より徹底していただいているところです。

さて、今般、山梨県立中央病院において、大量の向精神薬が紛失する事案が発生しました。同院からの報告によると、紛失した薬剤の出庫頻度が通常と異なる状況であったにもかかわらず、長期間にわたってその状況に気付かず、結果として大量の紛失を招く事態となりました。

つきましては、別添の「医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理の徹底について」(平成 2 3 年 6 月 2 9 日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)にある対策例を参照していただき、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて、改めて管理の徹底をお願いします。

また、各医療機関内で取り扱う医療用医薬品全般についても、適正に管理していただくようお願いいたします。

山梨県 福祉保健部 衛生薬務課 薬務担当 TEL 055-223-1491 FAX 055-223-1492
